

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、その結果を次のとおり公表します。

平成27年9月16日

宇治市監査委員

堀 明人

小山 茂樹

森 真二

決 定 書

第 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

職業 (略)

第 2 請求の趣旨

当監査委員は、請求人が提出した監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面などから、本件請求の趣旨を以下のとおりであると判断した。

1 請求

平成 26 年度における二次予防事業足腰改善体操教室（以下「体操教室」という。）に関する業務委託契約（以下「本件契約」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日、随意契約の方法により締結された。受託者は、本件契約に関し公募型競争見積り（単価契約）に応じた事業者であって、見積額どおりの金 28,892,160 円の委託料により契約が締結された。

しかし、その見積額は本件契約に係る予算額及び予定価格と同額であることを勘案すると、本件契約の受託者は、本件契約に係る予算額及び予定価格の設定にもあらかじめ関与していたものと考えざるを得ない。

したがって、本件契約の締結は、事業者との馴れ合いといわざるを得ず、違法又は不当なものといえるから、必要な措置を講ずるよう請求する。

2 請求

受託者は、本件契約において 10 種類、10 台以上のトレーニング機器の配備を義務付けられていたが、当該義務を怠り、8 台（平成 27 年 3 月からは 9 台）のトレーニング機器しか配備しなかった。

それにもかかわらず、市から受託者に対し契約書どおりの委託料が支払われた。

したがって、本件契約に係る委託料は、債務不履行があるにもかかわらず、契約書どおりに支払われたもので、違法又は不当な公金の支出といえるから、必要な措置を講ずるよう請求する。

第 3 請求人が本件請求に当たって提出した事実を証する書面及び証拠

1 事実を証する書面

請求人が本件請求に当たって提出した事実を証する書面は、別紙事実を証する書面一覧表記載のとおりである。

2 証拠

請求人が提出した証拠は、上記事実を証する書面以外にはない。

第4 請求の受理

本件請求は、平成27年7月23日に提出された。

当監査委員は、請求人が提出した監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面などから、本件請求の趣旨を上記請求の趣旨に記載のとおりであると認め、全体としては受理すべきものと決した。

第5 監査の実施

1 監査の実施期間

平成27年7月31日から同年9月14日まで

2 監査の対象部局

健康長寿部健康生きがい課及び総務部契約課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

平成27年8月14日に請求人から陳述を聴取した。新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

平成27年8月14日及び同年9月7日に関係職員から陳述を聴取した。

5 その他

健康長寿部健康生きがい課から関係書類の提出を受け、これを調査した。

第6 監査の結果

1 主文

- (1) 本件請求のうち請求 については、これを却下する。
- (2) 本件請求のうち請求 については、これを棄却する。

2 体操教室及び本件契約の骨子

体操教室は、要介護状態や要支援状態ではないが今後要介護状態となるおそれがある者を対象に、介護予防を目的とし、平成 24 年度以降毎年度実施されてきた事業で、本件契約の骨子は次のとおりである。

(1) 体操教室の利用者

介護保険の被保険者である宇治市内在住の 65 歳以上の者であって、要介護状態となるおそれがある二次予防事業対象者のうち、地域包括支援センターが作成した介護予防プランにより複合型介護予防教室への参加決定を受けた者とする。

(2) 体操教室の実施方法

地域包括支援センターが作成した介護予防プランに基づき、運動機能向上、栄養改善、口腔機能改善及び認知症予防を中心とした複合型プログラムを実施する。運動機能向上プログラムの実施には、10 種類、10 台以上のトレーニング機器を配備する。実施するプログラムに応じ、専門職（保健師若しくは看護師、理学療法士、作業療法士若しくは健康運動指導士、管理栄養士又は歯科医師若しくは歯科衛生士）を配置する。

(3) 体操教室の実施回数等

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、宇治市内の 8 会場（公共施設）において実施する。大規模会場（利用定員 30 名、受託者職員 4 名以上配置）は 2 会場とし、小規模会場（利用定員 20 名以下、受託者職員 3 名以上配置）は 6 会場とする。各会場において、利用者一人当たり週 1 回（120 分）の 22 回を上半期（平成 26 年 4 月から同年 9 月まで）に実施する。下半期（平成 26 年 10 月から平成 27 年 3 月まで）も同様に実施する。

(4) 委託料の算定方法

大規模会場は 1 回当たり 88,560 円 × 22 回 × 2 半期 × 2 会場 = 7,793,280 円、小規模会場は 1 回当たり 79,920 円 × 22 回 × 2 半期 × 6 会場 = 21,098,880 円の合計 28,892,160 円とする。

(5) 委託業務の監督及び検査

受託者は宇治市に対し、委託業務の完了時に完了届及び業務出来高届を提出する。提出を受けた宇治市は 10 日以内に検査を行う。

3 認定事実

当監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

- (1) 本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当することを理由として、随意契約の方法により平成 26 年 4 月 1 日に締結された。

- (2) 平成 26 年 10 月 3 日に上半期における委託業務についての検査が、平成 27 年 3 月 31 日に下半期における委託業務についての検査がそれぞれ書面により実施された。
- (3) 地方公共団体における公金の支出は、長による契約等の支出負担行為、長から会計管理者に対する支出命令、会計管理者による支出の順序で行われるところ、上半期における委託業務に対する委託料 14,446,080 円の支出命令は、平成 26 年 12 月 22 日に支出命令書が起票され、平成 27 年 1 月 9 日に口座振替払の方法により支出された。また、下半期における委託業務に対する委託料 14,446,080 円の支出命令は、平成 27 年 4 月 24 日に支出命令書が起票され、同年 5 月 8 日に口座振替払の方法により支出された。

4 主文(1)の理由

住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、違法又は不当であると認められる財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。

本件契約の締結日は平成 26 年 4 月 1 日であり、この日が請求 に関する財務会計上の行為のあった日と認められるから、請求 は、財務会計上の行為のあった日から 1 年を経過してなされたことが明らかである。

したがって、本件請求のうち請求 は、不適法な請求であるから、却下すべきである。

5 主文(2)の理由

(1) トレーニング機器

請求人は、本件契約の仕様書には、体操教室において使用するトレーニング機器について、10 種類、10 台以上を配備しなければならない旨の規定があるところ、実際には機器は 8 台ないし 9 台しか配備されていなかったと主張する。これに対し、市は、トレーニング機器は、契約書どおり配備されていたと主張する。

本件請求に係る各会場において配備されていた機器などが、請求人の作成提出した機器配置図記載のとおりであることについては、請求人と市との間において争いはない。

そして、市の主張によれば、本件契約においては、各会場において配備される機器などに関して受託者との間において、上記機器配置図記載の内容で委託業務を実施することを合意していたとのことである。

本件契約の仕様書では、トレーニング機器の配備に関しては、10 種類、

10台以上と規定されているのみで、どのような種類の道具を機器とするのか特定されていないが、市と受託者との間において配備すべき機器の種類等については認識が合致しており、受託者において本件契約上の債務不履行があったということとはできない。

(2) 公金の支出

上記(1)のように、受託者に本件契約上の債務不履行が認められないとすれば、本件契約に係る公金の支出に違法性又は不当性は認められない。

したがって、本件請求のうち請求 は、理由のない請求であるから、棄却を免れない。

6 結論

よって、当監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

7 意見

本件請求に関し、当監査委員の意見を次のとおり付する。

(1) 予算額及び予定価格に係る事業者の見積り

本件契約締結に至る経緯をみると、予定価格を算出するに当たっては、本件契約の受託者となる事業者から参考見積額の提示を受けたこと、当該参考見積額と同額が予定価格となっていること、その予定価格により平成26年2月21日に公募型競争見積りの広告を市のホームページに掲載し、広く参加事業者を求めたこと、見積参加表明書の提出期限を同年3月7日と設定したこと、この公募型競争見積りに参加したのは本件契約の受託者となる事業者1社であり、その見積額は予定価格と同額であったこと、が明らかである。

この経緯に鑑みると、体操教室を過去2年間受託してきた受託者のみから参考見積額の提示を受けて、これを十分な精査もなく予定価格としたことが窺われる。

本件契約に係る事業規模、事業内容やその予算規模に照らすと、市としては、可能な限り参考見積りを2社以上から徴取するなど、予定価格の算定方法について、さらに改善されたい。

(2) 仕様書におけるトレーニング機器の種類、プログラムの内容及び人員配置の基準の明示

本件契約の仕様書においては、トレーニング機器の配備台数について「10種類、10台以上」と規定するだけであるが、その機器の種類のほか、プログラムの内容及び人員配置の基準などについても、市としては、

広く事業者の参入を促す点において、ある程度仕様書のみで客観的に判断することができるよう工夫されたい。

(3) 契約締結の方法

本件契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約の方法により締結されているが、その事業規模及び事業内容に照らし、市としては、公平性及び透明性の向上を図って競争入札の方法によることも検討する余地があると考えられ、特にその委託料の金額をも勘案し、契約締結の方法等に関して検討されたい。

以上

(別紙)

事実を証する書面一覧表

- 1 「足腰改善体操教室のご案内」と題する書面
- 2 「平成26年度スケジュール(開会場)」と題する書面
- 3 平成27年2月19日付け「公文書公開決定通知書」及びこれに添付された「二次予防事業足腰改善体操教室委託仕様書」と題する書面
- 4 「機器等配置図 平成27年2月2日現」と題する書面
- 5 「足腰改善体操教室の業者選定疑問について」と題する書面
- 6 「26.3.26」という書込みのある「二次予防事業足腰改善体操教室業務委託に関する「見積結果報告書(単価)」
- 7 「25.3.22」という書込みのある「二次予防事業足腰改善体操教室(大規模会場)業務委託」に関する「見積結果報告書(単価)」
- 8 「25.3.22」という書込みのある「二次予防事業足腰改善体操教室(小規模会場)業務委託」に関する「見積結果報告書(単価)」
- 9 「24.7.26」という書込みのある「二次予防事業『ますますお元気大作戦』業務委託」に関する「入札結果報告書(単価)」
- 10 「24.3.21」という書込みのある「二次予防事業(きらめきシニア事業)」に
関する「見積結果報告書(単価)」と題する書面
- 11 平成27年3月20日付け「公文書公開決定通知書」
- 12 平成26年10月3日付け「業務完了確認書」
- 13 平成27年5月28日付け「公文書公開決定通知書」
- 14 平成27年3月31日付け「業務完了確認書」
- 15 平成27年3月26日付け城南新報の記事の抜粋
- 16 平成27年3月26日付け洛南タイムスの記事の抜粋
- 17 平成27年3月10日付け「公文書非公開決定通知書(不存在等)」
- 18 平成27年3月12日付け「公文書公開決定通知書」
- 19 「平成26年度当初予算要求書」
- 20 平成27年3月18日付け「公文書非公開決定通知書(不存在等)」
- 21 平成27年7月8日付け「公文書部分公開決定通知書」
- 22 平成26年12月22日付け「支出命令書(通常)」
- 23 平成26年10月6日付け「請求書」
- 24 平成27年4月24日付け「支出命令書(通常)」
- 25 平成27年4月15日付け「請求書」